

# 第9回 軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議

(「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」のフォローアップ)

令和6年10月1日

# 「総合的な対策」による貸切バスの安全性向上目標

軽井沢スキーバス事故のような悲惨な事故が二度と起こらないようにするために、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策を平成28年6月にとりまとめた。

貸切バスの安全性向上を確認するための指標を設定

安全性向上目標

安全性向上目標	<b>i 同乗者の死亡事故件数</b> (貸切バス事業者第一当事故に限る)	H25~27 0件	H28 1件	H29 0件	H30 0件	R1 0件	R2 0件	R3 0件	R4 1件	R5 0件	ゼロ件を継続
	<b>ii 同乗者の負傷事故件数</b> (貸切バス事業者第一当事故に限る)	H27 43件	H28 26件	H29 38件	H30 30件	R1 23件	R2 7件	R3 7件	R4 11件	R5 27件	H27からH37(R7)までに半減

安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策

- (1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化
  - 1. 運転者の技量チェックの強化
  - 2. 運行管理の強化
  - 3. 車両整備の強化
  - 4. ドライブレコーダー等の事業用設備の強化
  - 5. その他、貸切バス事業の適正化のための各種負担の強化
- (2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等
  - 1. 違反事項の早期是正と処分の厳格化等
  - 2. 許可更新制の導入等による不適格者の排除
  - 3. 不適格者の安易な再参入の阻止
- (3) 監査等の実効性の向上
  - 1. 国の監査・審査業務の見直し
  - 2. 事業者団体の自浄作用の強化
  - 3. 民間指定機関による適正化事業の活用
- (4) 旅行業者、利用者等との関係強化
  - 1. 実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化
  - 2. 利用者に対する安全情報の「見える化」
  - 3. ランドオペレーター等に対する規制の在り方の検討
- (5) ハード面の安全対策による事故防止の促進
  - 1. ドライバー異常時対応システム等のガイドラインの策定
  - 2. ASV技術搭載車両等の導入促進に向けた支援等

「総合的な対策」の進捗状況を確認するための代表的な指標(フォローアップ指標)

(運転者の運転技量の向上に係る指標)	・ 操作不良によって発生した事故件数	(1) 1, 4
(運行管理の質の向上に係る指標)	・ 貸切バス事業者側に主たる責任がある人身事故件数	(1) 2, 5
(車両整備の強化に係る指標)	・ 貸切バスの車両火災事故件数	(1) 3
(事業者の法令遵守の徹底に係る指標)	・ 行政処分等、許可更新の実績	(2) 1~3
	・ 街頭監査の実施実績	(2) 1
	・ 指摘事項確認監査における是正率	(2) 1
(監査の実効性向上に係る指標)	・ 監査・巡回指導実施率	(3) 1~3
	・ 監査実施から行政処分までの期間	(3) 1
(安全コスト確保への意識改善に係る指標)	・ 運賃の届出違反が確認された営業所数	(4) 1
(安全情報の「見える化」の促進に係る指標)	・ セーフティバス認定車両割合	(4) 2
(旅行手配における安全性の確保に係る指標)	・ 旅行業者・ランドオペレーターの貸切バス事業者に対する書面交付義務違反割合	(4) 3
(ハード面による安全対策の推進に係る指標)	・ ASV技術搭載車両導入事業者割合	(5) 1, 2

「総合的な対策」の進捗状況を確認するための指標を設定

# 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

## 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」 概要

平成28年6月に再発防止策としてとりまとめ、平成30年には全項目において対応を完了。安全対策を着実に実施してきている。

### 総合的な対策

### 主な実施項目

全体 : **85** / 85 項目 対応済

#### (1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

**27** 項目

- ・ 初任運転者等に対する指導監督内容の拡充
- ・ ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等
- ・ 運行管理者の資格要件の強化
- ・ 運行管理者の必要選任数引上げ
- ・ 夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け
- ・ 補助席へのシートベルトの装着義務化
- ・ 整備管理者向けの研修・講習の拡充

#### (2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

**21** 項目

- ・ 法令違反の是正指示後30日以内の是正状況確認監査の実施
- ・ 複数回にわたり法令違反を是正しない事業者の事業停止・事業許可取消
- ・ 輸送の安全に関わる処分量定の引上げ ・ 使用停止車両割合の引上げ
- ・ 悪質性や事故の重大性等を勘案した事業許可取消等（一発取消し）の導入
- ・ 運行管理者に対する行政処分基準の強化
- ・ 事業許可の更新制の導入、安全投資計画、事業収支見積書の作成義務付け
- ・ 輸送の安全確保命令に違反した者に対する罰則の強化
- ・ 事業許可・運行管理者資格・整備管理者資格の欠格事由の拡充

#### (3) 監査等の実効性の向上

**10** 項目

- ・ 監査対象の重点化による国の監査業務の見直し
- ・ 適正化機関の活用による監査の重点化

#### (4) 旅行業者、利用者等との関係強化

**20** 項目

- ・ 下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置
- ・ 旅行業界・貸切バス業界の共同で、手数料等に関する第三者委員会の設置
- ・ 安全情報の国への報告義務付け
- ・ ランドオペレーターに対する規制の新設

#### (5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

**15** 項目

- ・ ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進
- ・ 車体へのA S V搭載状況表示
- ・ 車体構造の強化
- ・ デジタル式運行記録計等の導入支援

# 各種対策の実施状況のフォローアップ指標①

## 運転者の運転技量の向上に係る指標

### [ 指標 1-1 : 操作不良によって発生した事故件数 ]

操作不良によって発生した事故の報告件数

「一部運転者への実技訓練の義務付け」や「ドライブレコーダーを活用した指導監督」等、運転者の運転技量の向上に係る取組を評価するための指標。

H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
32件	28件	23件	<u>24件</u>	9件	6件	8件	17件

(自動車事故報告規則に基づき報告された事故を国土交通省にて集計)

## 運行管理の質の向上に係る指標

### [ 指標 1-2 : 貸切バス事業者側に主たる責任がある人身事故件数 ]

貸切バス側に主たる責任がある人身事故件数

「運行管理者の必要選任数の引上げ」や「運行管理者の資格要件の厳格化」等、事業用自動車の安全対策の根幹である運行管理の質の向上に向けた取組の他、貸切バスの安全対策について総合的に評価するための指標。

H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
302件	276件	308件	<u>234件</u>	95件	92件	118件	206件

((公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」より出典)

## 車両整備の強化に係る指標

### [ 指標 1-3 : 貸切バスの車両火災事故件数 ]

車両火災事故の報告件数

バス事業者を対象とした「点検整備に係るガイドラインの策定」や「整備管理者向けの研修・講習の拡充」等、車両整備の強化に係る取組を評価するための指標。

H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
16件	10件	7件	<u>7件</u>	1件	1件	5件	6件

(自動車事故報告規則に基づき報告された事故を国土交通省にて集計)

○指標 1-1 ~ 1-3 について、コロナ禍前のR1年と同程度の件数に戻っている。

# 各種対策の実施状況のフォローアップ指標②

## 事業者の法令遵守の徹底に係る指標

### [ 指標 2-1 : 行政処分等※、許可更新の実績 ]

$$\text{処分等率} = (\text{処分等件数} / \text{監査件数})$$

※ 行政処分等：許可取消、事業停止、一部車両使用停止、警告、勧告をいう。

監査を実施し、法令遵守状況を確認するとともに、更新制を効果的に実施し、安全コストを適切に賄って継続的に事業を遂行できる経営状況にあるか厳しくチェックしている。

- 貸切バスの稼働が増加したことに伴い、点呼記録簿等監査にて確認できる書類も増加したところ、処分等率も上昇している。
- 更新制導入後の事業退出件数については、更新期限を迎えた事業者累計5,262者のうち、累計870者（約17%）が退出している。

#### 監査・行政処分等実績

監査	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
監査件数	1,169件	1,056件	945件	244件	691件	785件	778件
処分等件数	397件	483件	425件	123件	135件	226件	248件
処分等率	34.0%	45.8%	45.0%	50.4%	19.5%	28.7%	31.8%

#### 更新制導入後の事業退出件数

更新	~H30.3	~H31.3	~R2.3	~R3.3	~R4.3	~R5.3	~R6.3	計
退出事業者数	88者	85者	112者	197者	218者	98者	72者	870者
更新時期を迎えた事業者数	810者	677者	743者	1,001者	837者	709者	485者	5,262者
退出事業者率	10.8%	12.5%	15.0%	19.6%	26.2%	13.8%	14.8%	16.5%

### [ 指標 2-2 : 街頭監査の実施実績 ]

$$\text{違反率} = (\text{違反数} / \text{監査車両})$$

#### 街頭監査実施状況

多客期を中心に全国で街頭監査を実施（出発前のバス発着場等）し、法令遵守状況を確認している。緊急を要する重大な違反等が確認された場合には、その場で運行を中止させる等の厳正な処分を行っている。

- 貸切バスへの集中街頭監査や覆面添乗調査を通じて法令違反の抑止効果を高める取組を行っており、当該施策を通じて事業者の法令遵守意識も高まっているものと考えられ、法令違反率は低い水準で推移している。

〔近年の街頭監査において、酒気帯び等の悪質な違反は確認されていない。〕

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施回数	90回	87回	70回	44回	115回	69回	102回
監査車両	817両	1123両	995両	358両	748両	1095両	829両
違反率	4.9%	3.7%	4.0%	3.9%	1.1%	0.3%	1.6%

### [ 指標 2-3 : 指摘事項確認監査における是正率 ]

$$\text{是正率} = (\text{是正が確認された件数} / \text{指摘事項確認監査実施件数})$$

平成28年12月に監査の実施方法を見直し、監査で確認した法令違反については直ちに是正を求めるとともに、監査後30日以内に是正状況の確認のための監査（未改善の場合、事業停止（3日間）又は事業許可取消し）を行っている。

- 近年は法令違反を指摘した後、事業者は確実に是正している。

#### 指摘事項確認監査における是正状況

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
指摘事項確認監査件数	506件	445件	374件	73件	158件	252件	234件
法令違反是正確認件数	504件	441件	370件	73件	158件	252件	234件
是正率	99.6%	99.1%	98.9%	100%	100%	100%	100%

# 各種対策の実施状況のフォローアップ指標③

## 監査の実効性向上に係る指標

### [ 指標 3-1 : 監査・巡回指導実施率 ]

実施率 = (年間の監査・巡回指導実施件数 / 貸切バス営業所数)

#### 監査・巡回指導実施率

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
営業所数	5,737 営業所	5,524 営業所	5,436 営業所	5,306 営業所	5,084 営業所	5,020 営業所	4,202 営業所
監査件数	1,169件	1,056件	945件	244件	691件	785件	778件
巡回指導 件数	1,102件	2,630件	3,168件	2,548件	4,236件	4,235件	3,599件
実施率	39.6%	66.7%	75.7%	52.6%	96.9%	100%	104.2%

※各年度の営業所数には、年度内の休廃止営業所を含んでおり、R5年度は、優良営業所を除いている。

※監査件数には、事故の発生や巡回指導後の監査等を含む。

国の監査を悪質事業者に重点化するとともに、その他の事業者に対しては、適正化機関が巡回指導を実施することにより、すべての事業者に対する法令遵守状況の確認を推進するため、原則として毎年1回全営業所の法令遵守状況を確認することとしてこれまで実施してきたところである。

- 令和5年度は、より効果的な監査・巡回指導となるよう、これまでの巡回指導の結果に応じて、優良営業所に対しては巡回指導の実施対象から外す一方で、一定の基準を満たしていない営業所に対しては、再巡回指導及び国の監査へ移行するなど連携の強化・重点化を図りつつ、対象となる全ての営業所に対し監査・巡回指導を実施した。
- 令和6年7月より、国と適正化機関の情報交換の機会として毎月の定例会議の場を設ける等、報告連絡体制を構築し連携の強化を図ることとした。

### [ 指標 3-2 : 監査実施から行政処分までの期間 ]

#### 監査実施から行政処分までの期間（全国平均）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
監査実施から行政処分 までの期間	5.9ヶ月	6.0ヶ月	6.3ヶ月	8.2ヶ月 (7.1ヶ月)	6.2ヶ月 (5.3ヶ月)	3.4ヶ月	3.5ヶ月

※括弧内は、緊急事態宣言によって、手続きを中断した期間を除外したもの

事故を起こしたバスを運行していた「(株)イーエスピー」への事故発生前に行われていた監査では、監査から行政処分までの間に11カ月を要していたため、的確に監査をしつつ、行政処分までの期間を短縮し、事業者には違反事項の早期改善を行わせることとしている。

- 行政処分までの期間については、手続きの簡素化を図るとともに、監査へのICT機器の活用や監査マニュアルの整備を行うなど、監査の実効性を確保しつつ、期間短縮を図っている。

# 各種対策の実施状況のフォローアップ指標④

## 安全コスト確保への意識改善に係る指標

### [ 指標 4-1 : 運賃の届出違反が確認された営業所数 ]

運賃の届出違反が確認された営業所数

監査時において、事業者が国へ届け出た運賃とは異なる運賃で運行を行っていないか確認し、違反が確認された場合は、その早期是正を求めている。悪質事業者への重点的な監査により、運賃の届出違反を行っている事業者を洗い出し、その根絶を図ることとしている。

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
77 営業所	107 営業所	107 営業所	44 営業所	27 営業所	37 営業所	30 営業所

- ・コロナ禍以前は、運賃届出違反の処分等件数には増加傾向にあった。
- ・コロナ禍により当該処分等件数は減少したが、令和3年度以降、横ばいとなっている。

## 安全情報の「見える化」の促進に係る指標

### [ 指標 4-2 : セーフティバス認定車両割合 ] $\text{セーフティバス認定車両割合} = (\text{セーフティバス認定車両数} / \text{貸切バス車両数})$

セーフティバス認定車両割合

貸切バス事業の安全性を向上させるため、(公社)日本バス協会において、セーフティバスの認定取得を推進する。

- ・セーフティバス認定車両割合は約8割にのぼっている。
- ・R7年度認定申請から審査基準の見直しを行うと共に、三つ星の3段階評価から五つ星の5段階評価に変更。(認定申請は前年度実績(R6年度)が審査対象)

H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
44.2%	55.4%	61.0%	67.4%	78.1%	79.9%	79.9%	78.9%

## 旅行手配における安全性の確保に係る指標

### [ 指標 4-3 : 旅行業者・ランドオペレーターの貸切バス事業者に対する書面交付義務違反割合 ]

$$\text{書面交付義務違反割合} = (\text{違反数} / \text{立入検査等実施事業者数})$$

旅行業者・ランドオペレーターの書面交付義務(※)が着実に実施されているかについて、立入検査等によって遵守状況を確認。

書面交付義務違反割合

(※) 書面には旅行に関するサービスの内容等を記載。平成30年1月より義務付け。

- ・書面交付義務違反割合は減少傾向にある。

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
3.5%	2.3%	1.4%	1.2%	0.8%	1.1%

<参考>  
立入検査等実施  
事業者数:

8,553者	9,322者	9,198者	9,039者	9,184者	9,336者
--------	--------	--------	--------	--------	--------

# 各種対策の実施状況のフォローアップ指標⑤

## ハード面による安全対策の推進に係る指標

### [ 指標 5-1 : ASV技術※搭載車両 導入事業者割合 ]

※衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、ドライバー異常時対応システム等

ASV技術搭載車両導入事業者割合 = (ASV技術導入事業者数 / 貸切バス事業者数)

ハード面による事故防止を促進するため、ASV（先進安全自動車）技術搭載の車両を導入する事業者の割合を引き上げる。

- 新車に搭載したASVに対する購入補助、税制特例措置等の実施を通じて、導入事業者割合は着実に増加している。

#### ASV技術搭載車両導入事業者割合

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
32.1% (H28.11集計)	41.1% (H30.5集計)	47.9% (R1.5集計)	55.1% (R2.6集計)	59.4% (R3.6集計)	60.5% (R4.8集計)	61.1% (R5.8集計)	61.9% (R6.8集計)

# 「フォローアップ指標」の進捗状況 ～ 詳細 ～

# 監査・処分の厳格化（関連指標2-1：行政処分等、許可更新の実績）

## 運送事業者に対する行政処分基準の強化

監査において**輸送の安全に関わる重大な法令違反**が確認された場合、

- ・ **直ちに**営業所の**全てのバスの使用を停止**するとともに、**輸送の安全確保命令を発出**
- ・ さらに、当該**命令に従わない場合**は**事業許可の取消処分**を行うこととした。

輸送の安全に関わる重大な法令違反件数	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
	2	1	2	1	0	0	0	0	0

※ 監査の端緒は、「法令違反の疑いである旨の通報」や「継続的監視が必要な事業者」

内訳

### 輸送の安全に関わる重大な法令違反

- ・ 運行管理者不在
- ・ 全運転者健康診断未受診
- ・ 全運転者に対する指導監督の未実施
- ・ 整備管理者不在に加え、全車両定期点検未実施

#### 違反内容

運行管理者不在： 4件  
全運転者健康診断未受診： 2件

#### 対応

事業許可取消処分： 1件  
事業廃止： 3件  
運行管理者を選任して改善： 2件

## 運行管理者に対する行政処分基準の強化

### 従前の主な返納命令基準

以下の場合、運行管理者資格者証を返納

- ・ 自身が事業用自動車の運転の際に、酒気帯び運転、救護義務違反等を惹起
- ・ 運行の安全確保に関する違反の事実や拳証を隠滅、改ざん
- ・ 過労・酒気帯び・無免許運転、最高速度違反等を下命容認
- ・ 事業者が、著しい過労、全運転者健康診断未受診により30日事業停止（※統括運行管理者のみ返納）



### 平成28年12月以降に追加された主な返納命令基準（新基準）

輸送の安全確保命令等の命令違反

甚大な被害の人身事故 + 悪質な法令違反

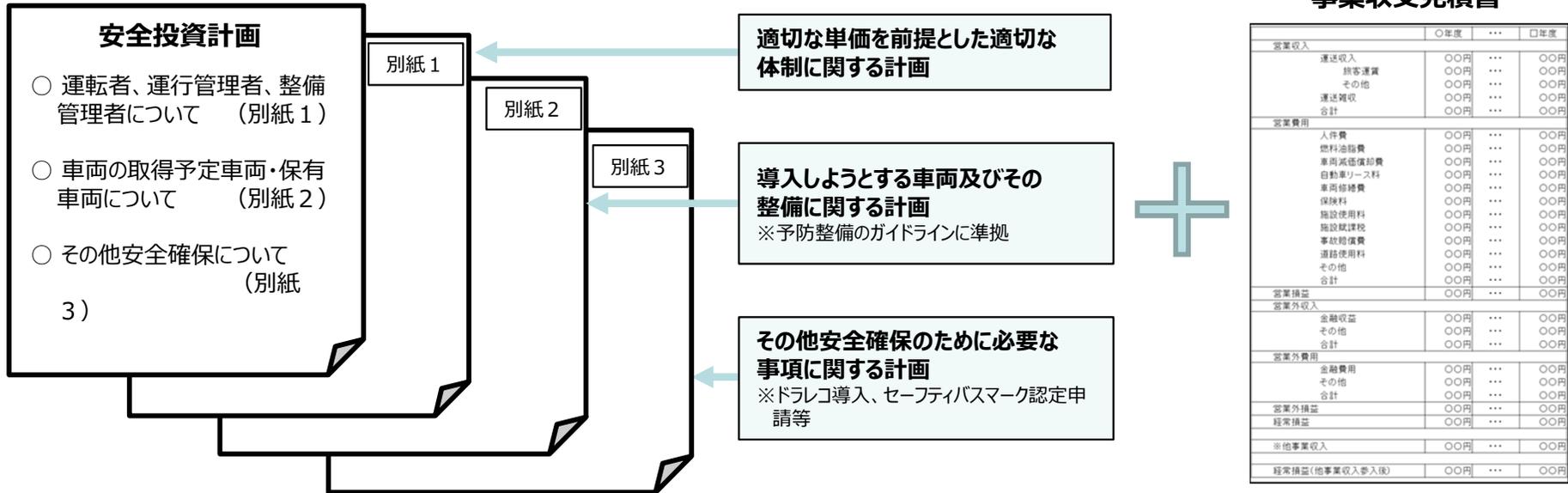
事業許可取消し

監査を実施した営業所において選任されている  
**全ての運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命令**  
(法令違反に全く関与していない運行管理者は除く)

運行管理者資格者証の返納命令数 (うち新基準に基づく命令件数)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	3(-)	4(1)	4(2)	8(0)	0(0)	0(0)	2(0)	3(0)

- 貸切バスの事業許可について5年ごとの更新制を導入し、不適格者を排除する。
- 新規許可・更新許可の申請時に、「安全投資計画」及び「事業収支見積書」の作成を義務づける。

H29.4~



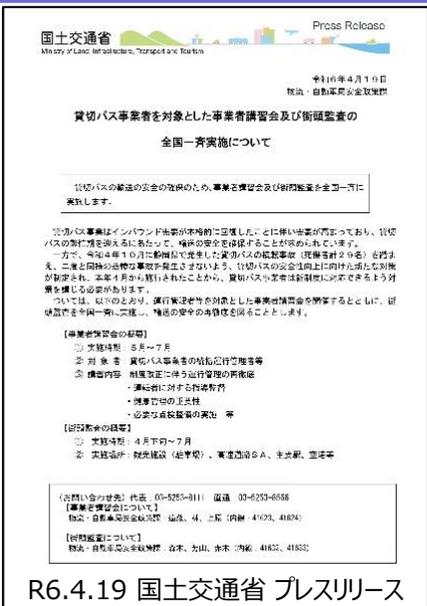
## 更新申請の現状

- 令和5年度末までに**更新期限を迎える5,262者のうち**、令和6年3月31日時点で3,968者が更新許可を受けており、事業廃止や申請辞退等により**退出した事業者は870者(うち不許可事業者数は6者)**。残りの424者については、更新許可基準を満たす者であるかどうか、審査中。
- 更新制の導入により、**更新期限を迎える事業者のうち約17%が退出**している。

更新	~H30.3	~H31.3	~R2.3	~R3.3	~R4.3	~R5.3	~R6.3	計
退出事業者数	88者	85者	112者	197者	218者	98者	72者	870者
更新時期を迎えた事業者数	810者	677者	743者	1,001者	837者	709者	485者	5,262者
退出事業者率	10.8%	12.5%	15.0%	19.6%	26.2%	13.8%	14.8%	16.5%

**概要**

インバウンド需要が本格的に回復したことに伴い需要が高まっている貸切バス事業において、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策が制定されたことから、事業者が新制度に対応できるよう対策を講じる観点で、国土交通省による事業者講習会及び街頭監査を全国で一斉実施。



国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Press Release  
令和6年4月19日  
報道 自動車安全取組部

貸切バス事業者を対象とした事業者講習会及び街頭監査の  
全国一斉実施について

貸切バスの輸送の安全の確保のため、事業者講習会及び街頭監査を全国一斉に  
実施します。

貸切バス事業はインバウンド需要が本格的に回復したことに伴い需要が高まっており、貸切  
バスの数が増えるにあたって、確実な安全確保することが求められています。  
一方で、令和4年10月に開催した貸切バスの徹底取組(覚悟書2.0版)を踏ま  
え、国土交通省の取組が定着してまいり、貸切バスの安全確保に向けた取組が  
加速され、本年4月から開始されたことから、貸切バス事業者に対してさらなる対  
策を講じる必要があります。  
ついては、以下のとおり、運行管理者等を対象とした事業者講習会を開催するとともに、街  
頭監査を全国一斉に実施し、輸送の安全の確保を図ることとします。

【事業者講習会の概要】  
① 実施時期：5月～7月  
② 対象者：貸切バス事業者の運行管理者等  
③ 講習内容：結果改正に伴う運行管理の取組促進  
・運転者に対する指導監督  
・健康状態の正常性  
・必要な点検整備の実施等

【街頭監査の概要】  
① 実施時期：4月下旬～7月  
② 実施場所：観光施設駐車場、高速道路SA、主要駅、主要空港等

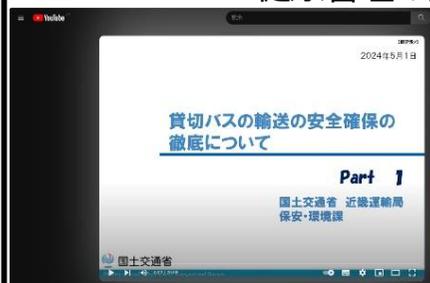
【お問い合わせ先】  
電話：03-5725-8111 | 直線：03-5733-6556  
【事業者講習会について】  
国土交通省 近畿運輸局  
保安・環境課  
電話：4103、4164

【街頭監査について】  
国土交通省 近畿運輸局 保安・環境課  
電話：4163、4183

R6.4.19 国土交通省 プレスリリース

**事業者講習会 概要**

実施時期：5月～7月  
対象者：貸切バス事業者の運行管理者等  
講習内容：  
・運転者に対する指導監督の実施  
・初任者又は準初任者の教育等  
・健康管理の重要性 等



※Youtubeへ掲載  
オンラインにて運行管理者等  
に対して講習を実施

**街頭監査実施 概要**

実施時期：4月下旬～7月  
実施場所：観光施設駐車場  
高速道路SA、主要駅、主要空港等



本格的な観光シーズン前に  
貸し切りバスの街頭監査を  
行い、安全確保を確認

**実施結果**

事業者講習会：オンライン講習を開催した他、11運輸支局にて計16回対面開催し、貸切バス事業者の運行管理者等4,001人<sup>※1</sup>が受講。(受講率78%)<sup>※1</sup>受講対象者数5,103名

街頭監査：全国72か所の観光施設駐車場等で実施、のべ504車両に対して法令遵守状況を確認。うち、15車両に対して監査及び指導<sup>※2</sup>を実施。(指摘率2.9%)  
<sup>※2</sup>2者は後日監査を実施、他13者の指導内容は軽微なもの(運行指示書記載不備、事業者名等の車内表示不備等)

街頭監査において重大な法令違反は確認されなかったものの、本年度以降も事業者講習会・街頭監査といった取組を通じて、引き続き貸切バス事業者の安全対策に係る取組を促進させていく予定

## (1) 全ての貸切バス事業者に対する評価の実施状況

- 運輸審議会答申(平成29年7月)に基づき、平成29年度以降、全ての貸切バス事業者※<sup>1</sup>に対する運輸安全マネジメント評価を計画的に実施し、令和3年度に完了。

※1:平成28年1月末の時点で事業許可を受けていた者。

## (2) 令和5年度以降の取組について

- ① 平成28年1月末以降に新規参入して評価未実施である50両未満の中小貸切バス事業者の評価の実施。
  - 令和6年3月末時点で、事業者数295者のうち※<sup>2</sup>、202者に対して評価実施済み。
- ② 車両数50両以上の貸切バス事業者について、安全性向上を図るため2回目の評価を重点的に実施。
  - 令和6年3月末時点で、事業者数38者のうち、13者に対して評価実施済み。

※2:休止事業者13者を含む。



# 貸切バス適正化機関の巡回指導の実施状況(関連指標3-1: 監査・巡回指導実施率)

- 平成29年8月から巡回指導を順次開始し、貸切バス適正化機関の体制整備の進捗に合わせて順調に推移してきたところ。
- 令和5年度は、より効果的な監査・巡回指導となるよう、これまでの巡回指導の結果に応じて、優良営業所に対しては巡回指導の実施対象から外す一方で、一定の基準を満たしていない営業所に対しては、再巡回指導及び国の監査へ移行するなど連携の強化・重点化を図りつつ、対象となる全ての営業所に対し、監査・巡回指導を実施した。

ブロック	名称	代表者	管内 事業者数等 (R5.2.1現在)	令和5年度の負担金	巡回指導件数/通報件数※				
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計(H29~)
北海道	(一社)北海道貸切バス適正化センター	田村 亨 (室蘭工業大学名誉教授)	事業者 197 営業所 281 車両 2,573	1営業所あたり67,820円、 1両あたり4,940円の併用	100件	260件	245件	174件	1,263件 通報:1件
東北	(一財)東北貸切バス適正化センター	北村 治 (前宮城県バス協会専務理事)	事業者 322 営業所 484 車両 4,640	1営業所あたり39,000円、 1両あたり4,900円の併用	124件	443件	433件	294件	1,956件 通報:3件
関東	(公財)関東貸切バス適正化センター	根本 敏則 (敬愛大学教授)	事業者 1,081 営業所 1,506 車両 13,044	1営業所あたり85,800円、 1両あたり12,830円の併用	1,354件 通報:4件	1,382件 通報:5件	1,344件	1,323件 通報:2件	7,919件 通報:19件
北信	(一社)北陸信越貸切バス適正化センター	佐々木桐子 (新潟国際情報大学准教授)	事業者 231 営業所 309 車両 2,736	1事業者あたり23,650円、 1営業所あたり35,700円、 1両あたり4,000円の併用	135件 通報:1件	274件 通報:1件	274件	205件 通報:2件	1,324件 通報:10件
中部	(一財)中部貸切バス適正化センター	加藤 博和 (名古屋大学大学院教授)	事業者 319 営業所 471 車両 5,115	1営業所あたり32,040円、 1両あたり2,950円の併用	64件	436件	433件	302件	1,852件 通報:1件
近畿	(一財)近畿貸切バス適正化センター	榎元 政明 (元大阪バス協会会長)	事業者 427 営業所 619 車両 5,807	1営業所あたり47,700円、 1両あたり4,900円の併用	190件	406件	501件	439件	2,158件 通報:7件
中国	(一社)中国貸切バス適正化センター	三井 正信 (広島大学大学院教授)	事業者 278 営業所 378 車両 2,817	1営業所あたり61,000円、 1両あたり5,400円の併用	130件	343件 通報:4件	338件	247件	1,576件 通報:6件
四国	(一社)四国バス協会	清水 一郎 (愛媛県バス協会会長)	事業者 113 営業所 146 車両 1,234	1営業所あたり95,000円	146件	135件	133件 通報:1件	143件 通報:1件	748件 通報:2件
九州	(一社)九州貸切バス適正化センター	辰巳 浩 (福岡大学工学部教授)	事業者 383 営業所 533 車両 4,706	1営業所あたり47,290円、 1両あたり5,370円の併用	276件 通報:1件	498件	478件 通報:1件	417件	2,387件 通報:12件
沖縄	(一社)沖縄県バス協会	山城 克己 (沖縄県バス協会会長)	事業者 63 営業所 78 車両 975	1営業所あたり100,100円、 1両あたり5,100円の併用	29件	59件	56件	55件	335件 通報:1件
全国			事業者 3,414 営業所 4,805 車両 43,648		2,548件 通報:6件 (うち、退出4件)	4,236件 通報:10件 (うち、退出2件)	4,235件 通報:2件 (うち、退出0件)	3,599件 通報:5件 (うち、退出1件)	21,518件 通報:62件 (うち、退出23件)

※通報件数は、巡回指導を行った事業者のうち、国の監査対象(指導拒否、緊急を要する重大違反の確認、改善項目の未改善又は未報告)となる事業者数を計上。  
 ※累計、退出件数は、令和6年3月31日現在。

国土交通省の自動車部局と観光部局の連携（貸切バス事業者及び旅行業者の相互通報）

- 平成24年4月に発生した関越道ツアーバス事故を受け策定された「高速・貸切バス安全・安心回復プラン」（平成25年4月）に基づき、貸切バス事業者に下限割れ運賃により道路運送法の違反があった場合、国土交通省の自動車部局から観光部局に対して通報。
- 軽井沢スキーバス事故を受けて、平成28年1月から観光部局から自動車部局への通報も実施（相互通報化）。

通報者→処分者	通報・処分の実績			
	※通報には、複数の事業者が含まれることがある。			
自動車部局→観光部局	令和4年度	通報 8件	→ 処分 2件、処分なし 5件、調査中 1件	
	令和5年度	<b>通報 12件</b>	<b>→ 処分 4件、処分なし 1件、調査中 7件</b>	
	累計（平成28年1月～）	通報 193件	→ 処分 91件、処分なし 85件、調査中 17件	
観光部局→自動車部局	令和4年度	通報 1件	→ 処分 0件、処分なし 1件、調査中 0件	
	令和5年度	<b>通報 3件</b>	<b>→ 処分 0件、処分なし 3件、調査中 0件</b>	
	累計（平成28年1月～）	通報 109件	→ 処分 17件、処分なし 92件、調査中 0件	

（令和6年3月31日現在）

貸切バスの運賃・料金、手数料の通報窓口

- 軽井沢スキーバス事故を受け策定された総合的とりまとめに基づき、運賃の下限割れ等について自動車部局の通報窓口及び専門家からなる貸切バスツアー適正取引推進委員会の通報窓口を設置（平成28年8月）。
- 運賃・料金に関しては自動車部局が、手数料に関しては貸切バスツアー適正取引推進委員会の通報窓口が担当し、関係部局と連携。

通報窓口	通報・処分の実績			
	※通報には、複数の事業者が含まれることがある。			
自動車部局	令和4年度	通報 33件	→ 処分 1件、処分なし 38件、調査中 0件	
	令和5年度	<b>通報 21件</b>	<b>→ 処分 0件、処分なし 21件、調査中 0件</b>	
	累計（平成28年8月～）	通報 358件	→ 処分 26件、処分なし 363件、調査中 0件	
貸切バスツアー適正取引推進委員会	令和4年度	通報 2件	→ 処分 0件、処分なし 2件、調査中 0件	
	令和5年度	<b>通報 6件</b>	<b>→ 処分 0件、処分なし 6件、調査中 0件</b>	
	累計（平成28年8月～）	通報 73件	→ 処分 0件、処分なし 73件、調査中 0件	

（令和6年3月31日現在）

# 旅行サービス手配業に係る規制の運用状況

## (関連指標4-3：旅行者・ランドオペレーターの貸切バス事業者に対する書面交付義務違反割合)

### 背景

- 旅行サービス手配業者（いわゆるランドオペレーター）に旅行手配を丸投げすることにより、安全性が低下する事案の発生。
- 訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提とした土産物店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の実態があり、是正が必要。



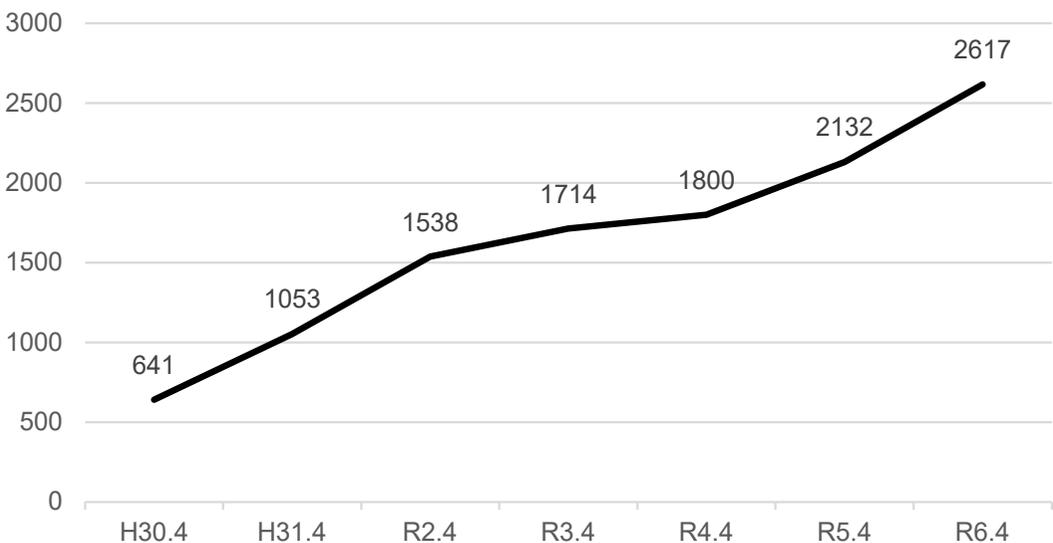
### 旅行業法の改正

※平成30年1月4日施行

- ① 旅行サービス手配業者の登録制を創設（第23条）
- ② 旅行業務取扱管理者又は旅行サービス手配業務取扱管理者（※）の選任を義務づけ  
（※：研修及び効果測定にて資格取得）（第28条第1項）
- ③ 管理者に対して定期的な研修受講の義務付け（第28条第6項）
- ④ 書面交付を義務付け（第30条）
- ⑤ 違法な営業を行っている土産物店への連れ回し等禁止事項を明示（第31条、32条）→（施行規則第52条）
- ⑥ 業務改善命令、登録取消等の処分・罰則を整備（第36条、第37条、第74条等）

### 旅行サービス手配業者の登録状況

登録者数 **2,617**者  
(令和6年4月1日現在)



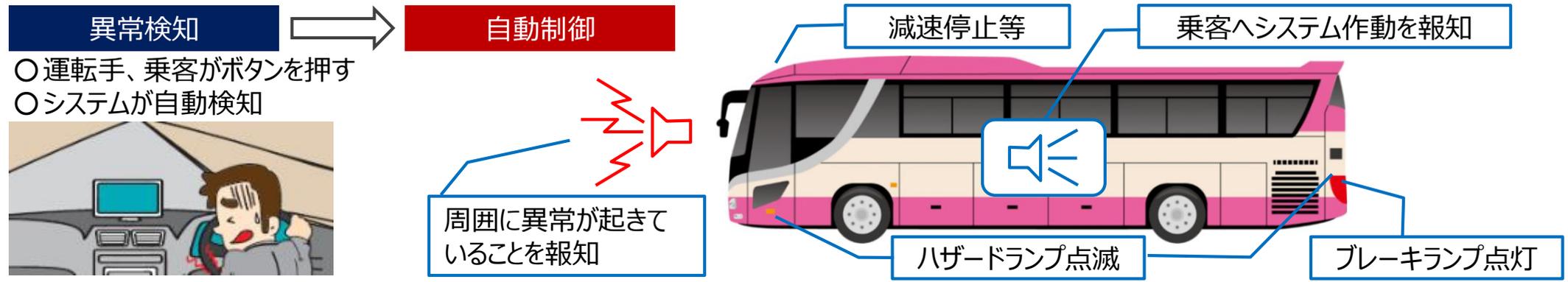
### 旅行サービス手配業者の処分状況

- 貸切バスの運賃の下限割れ違反等に関与した疑いのある旅行サービス手配業者の情報を把握した場合、登録行政庁である都道府県に情報提供し、適切な対応を依頼。



- **令和5年度に1事業者、令和2年度に4事業者**に業務停止命令を実施

- ドライバーの異常に起因する事故が年間200~300件発生。
- 国土交通省では、ドライバーが安全に運転できない状態に陥った場合に異常を検知し車両を自動的に停止させる「ドライバー異常時対応システム」の開発・実用化・普及を促進するため、産学官連携により当該システムの設計における指針を示すガイドラインを策定。
- また、2022年1月には、当該システムの性能要件について保安基準で規定。
- これらを受け、2022年には国内メーカーが販売するバスの9割以上にドライバー異常時対応システムが搭載。



異常検知	自動制御
<p><b>1. 押しボタン方式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運転者による押しボタン</li> <li>○乗客による押しボタン</li> </ul>  <p>日野自動車HPより</p> <p><b>2. 自動検知方式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○システムがドライバーの姿勢崩れ、閉眼状態、ハンドル操作の有無等を監視し、異常を検知</li> </ul>  <p>日野自動車HPより</p>	<p><b>1. 単純停止方式</b> 徐々に減速して停止（操舵なし）</p> <p><b>2. 車線内停止方式</b> 車線を維持しながら徐々に減速し、車線内で停止（操舵は車線維持のみ）</p> <p><b>3. 路肩等退避方式</b> 車線を維持しながら徐々に減速し、可能な場合、車線変更しつつ、路肩等に寄せて停止</p>
	<p>基本型のガイドライン策定（2016年3月）、2018年7月搭載車販売開始</p> <p>発展型（路肩等退避型）の高速道路版のガイドライン策定（2018年3月）、技術開発段階</p> <p>停止回避場所を避ける機能を追加した発展型（路肩等退避型）の一般道路版のガイドライン策定（2019年8月）、技術開発段階</p> <p>性能要件について保安基準で規定（2022年1月）</p>

# ASV技術の普及促進策(補助制度、税制特例、保安基準) (関連指標5-1: ASV技術搭載車両導入事業者割合)

- バス車両におけるASV技術の普及を促進するため、導入補助（平成22年～）、税制特例（平成25年～）、保安基準による義務付けを実施。

## ○補助制度 ※令和6年度（被害者保護増進等事業費補助金13.29億円の内数）

補助対象装置	補助率	補助上限額
① 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)	1/2	100,000円
② 車間距離制御装置+車線維持支援制御装置		100,000円
③ ドライバー異常時対応システム		100,000円
④ 先進ライト		100,000円
⑤ 側方衝突警報装置		50,000円
⑥ 後側方接近車両注意喚起装置		50,000円
⑦ 統合制御型可変式速度超過抑制装置		100,000円
⑧ アルコール・インターロック		100,000円
⑨ 事故自動通報システム		(新車装着) 50,000円 (後付け) 30,000円

## ○税制特例 ※令和5年度税制改正

対象装置	国税: 自動車重量税 軽減額	地方税:自動車税 (環境性能割) 取得価格からの控除額	対象期間	
			自動車重量税	自動車税 環境性能割
衝突被害 軽減 ブレーキ	25%軽減	175万円控除	令和5年5月1日～ 令和8年4月30日	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日

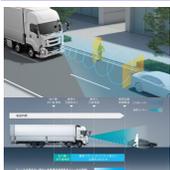
## ○保安基準による義務付け

対象	衝突被害軽減ブレーキ ・車両安定性制御装置	車線逸脱警報装置
車両総重量 12t超のバス	(新型)平成26年11月～ (継続)平成29年9月～	(新型)平成29年11月～ (継続)令和元年11月～
車両総重量 5t超12t以下のバス	(新型)令和元年11月～ (継続)令和3年11月～	(新型)令和元年11月～ (継続)令和3年11月～
車両総重量 5t以下のバス※	(新型)令和元年11月～ (継続)令和3年11月～	(新型)令和元年11月～ (継続)令和3年11月～

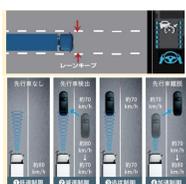
※:車両総重量5t以下のバスに係る車両安定性制御装置は、  
(新型)平成27年9月～、(継続)平成29年2月～

※1車両あたり複数の装置を装着する場合にあっては、1車両当たり上限300,000円。  
※中小企業者に限る。但し、貸切りバス事業者に限り大企業も対象。その場合の補助率、補助上限額は次の通り。  
補助率:1/3 補助上限額:①67,000円②67,000円③67,000円④67,000円⑤33,000円⑥33,000円⑦67,000円⑧67,000円⑨33,000円(後付けは20,000円)

衝突被害軽減ブレーキ  
(歩行者検知機能付き)



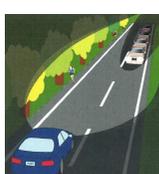
車間距離制御装置+  
車線維持支援制御装置



ドライバー異常時  
対応システム



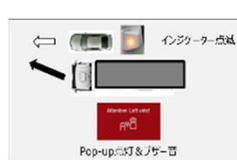
先進ライト



側方衝突警報装置



後側方接近車両  
注意喚起装置



統合制御型可変式  
速度超過抑制装置



アルコール・  
インターロック



事故自動通報システム

